

令和3年2月10日

東横野幼稚園
保護者様

東横野幼稚園
園長 中津瀬 隆

冬季におけるコロナ感染防止対応・健康管理について

向春の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。

さて、立春を過ぎ陽ざしも春めいてきましたが、県内では未だ新型コロナウイルス感染が収まらず、警戒レベル4の状態が続いています。東横野幼稚園では、感染防止のため衛生管理等、引き続き鋭意取り組んでいく所存です。

このことについて、コロナ感染防止対応に関わり、改めて保護者の皆様にご理解いただきたいことがあります。下記の2点について、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 園児、教職員及びその家族の健康観察の徹底について

① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください）。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

上記記事は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文科省）の抜粋です。警戒レベル4の群馬県において、本人を始め、同居のご家族に発熱等の症状がある場合、自宅休養を徹底するとされています。保護者の皆様には十分ご理解をいただき、園児の登園についてご配慮をお願いいたします。欠席の場合、「出席停止」扱いとします。

2 濃厚接触やPCR検査を受けた場合の園への報告について

万一、下記のようなケースが本園関係者の中で発生したときには、市への報告義務があるため、すみやかに幼稚園までご連絡ください。（人権には最大限の配慮をいたします）

- (1) 職員・利用園児（または関係者）が、濃厚接触者に特定された場合
- (2) 職員・利用園児にコロナ罹患の疑いがあり、PCR検査を受ける場合

また本園で、上記のようなケースが発生した場合は、保護者の皆様へ速やかにお知らせするとともに、感染予防対策のための行政指導に迅速に対応いたします。